

新庄市教育の日「コスモスデー」設定要綱

新庄市教育委員会

(趣旨)

第1条 新庄市の次代を担う子どもたちの人間性や社会性を豊かに育てていくため、全市民を挙げて教育を見つめる気運を高めるとともに、家庭・地域・学校が連携し、市民が一丸となって子どもたちの成長を見守り、より良い教育環境を築き上げることを期する日として、新庄市教育の日「コスモスデー」を設ける。

(新庄市教育の日)

第2条 新庄市教育の日「コスモスデー」は、11月の第2土曜日とする。

(コスモス教育週間)

第3条 新庄市教育の日「コスモスデー」の趣旨に沿った取り組みを重点的に行う期間として、コスモス教育週間を設ける。

2 コスモス教育週間は、文化の日(11月3日)を含む前後2週間ずつとする。

(取り組み)

第4条 新庄市教育委員会は、学校、教育に関係する機関・団体・企業及び市民等(以下「関係機関等」という。)との連携・協力のもと、新庄市教育の日「コスモスデー」の趣旨に沿った取り組みを推進するとともに、広く市民への普及を図る。

2 関係機関等は、新庄市教育の日「コスモスデー」の趣旨に沿った取り組みを、可能な限りコスモス教育週間に実施するように努めるものとする。

(取り組みへの支援)

第5条 新庄市教育委員会は、関係機関等の自発的な取り組みを促進するとともに、必要に応じこれらの取り組みに対し、支援を行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、新庄市教育の日「コスモスデー」に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。